

民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案（案）（変更等説明付き）

目次

	第1 法定後見の開始の要件及び効果等	- 1 -
5	1 法定後見の開始の要件及び効果	- 1 -
	2 法定後見の規律に係る取消権者及び追認	- 8 -
	第2 法定後見の終了	- 11 -
	1 法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の（個別の） 審判の取消し	- 11 -
10	2 法定後見に係る期間	- 13 -
	第3 保護者に関する検討事項	- 15 -
	1 保護者の選任	- 15 -
	2 保護者の解任（交代）等	- 16 -
	3 保護者の職務及び義務	- 17 -
15	4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等	- 21 -
	5 保護者の報酬	- 22 -
	6 保護者の事務の監督	- 22 -
	第4 法定後見制度に関するその他の検討事項	- 23 -
	1 法定後見の本人の相手方の催告権	- 23 -
20	2 本人の詐術	- 24 -
	3 意思表示の受領能力等	- 24 -
	4 成年被後見人と時効の完成猶予	- 25 -
	5 受任者が法定後見制度を利用したものと委任の終了事由等	- 26 -
	6 成年被後見人の遺言	- 26 -
25	7 法定後見の本人の民事訴訟における訴訟能力等	- 27 -
	8 法定後見の本人の人事訴訟における訴訟能力等	- 28 -
	9 手続法上の特別代理人	- 29 -
	第5 任意後見制度における監督に関する検討事項	- 30 -
	1 任意後見人の事務の監督の在り方	- 30 -
30	2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討	- 30 -
	第6 任意後見制度と法定後見制度との関係	- 31 -
	1 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等	- 31 -
	2 任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する	

	要件等	- 32 -
	第7 任意後見制度に関するその他の検討	- 32 -
	1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合 意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、	
5	予備的な任意後見受任者	- 32 -
	2 その他	- 33 -
	第8 その他	- 33 -
	1 成年後見制度に関する家事審判の手続についての検討等	- 33 -
	2 身体障害により意思疎通が著しく困難である者	- 37 -
10	3 その他	- 37 -

(前注 1) 本試案では「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」等の用語については、現行民法等の表現を用いているが、これらの用語に代わる改正の趣旨を踏まえたより適切な表現があれば、その用語の見直しも含めて検討すべきであるとの考え方がある。

5 また、本試案では、見直し後の制度において成年後見人、保佐人又は補助人に相当する立場にあるものとして「保護者」との用語を、同じく後見、保佐又は補助に相当するものとして「保護」との用語を用いているが、これらの用語を用いると確定したものではなく、「支援人」及び「支援」との用語を用いる考え方などがあり、用語については、引き続き、検討することを前提としている。

10 なお、現行民法等の規律を説明する場合等には、「成年後見人」や「成年被後見人」との用語を用いることがある。

(前注 2) 本試案で用いている「事理を弁識する能力を欠く常況にある者（事理弁識能力を欠く常況にある者）」については、成年後見制度の創設の際の立案担当者において、具体例として、通常は、日常の買物も自分ですることはできず、誰かに代わってやってもらう必要がある者、ごく日常的な事柄（家族の名前、自分の居場所等）が分からなくなっている者、遷延性意識障害の状態にある者を挙げることができる旨の説明がされていることを前提としている。本試案は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者（事理弁識能力を欠く常況にある者）」について、立案担当者のこのような理解を前提としている。

20

(部会資料 1 7 からの変更箇所等)

部会資料 1 7 からの変更箇所はない。

第 1 法定後見の開始の要件及び効果等

25 1 法定後見の開始の要件及び効果

(1) 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審判の方式及び効果

【甲案】

30 現行法の規律の基本的な枠組み（事理を弁識する能力（以下「事理弁識能力」という。）を欠く常況にある者については後見を開始し、事理弁識能力が著しく不十分である者については保佐を開始し、事理弁識能力が不十分である者については補助を開始する枠組み）を維持しつつ、所要の修正をするものとする。

(注) 所要の修正としては、法定後見に係る期間を設けるとの考え方、民法第 35 1 3 条第 1 項に規定する行為の規律を見直すとの考え方、事理弁識能力を欠く常況にある者が保佐及び補助の制度を利用すること並びに事理弁

識能力が著しく不十分である者が補助の制度を利用することを許容する考え方、取消権者に関する規律を見直すとの考え方、後見開始の審判の要件審査を厳格にするために手続に関する規律を見直すとの考え方がある（これらの複数の修正をするとの考え方もある。）。

【乙 1 案】

① 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。

② 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

（注 1）事理弁識能力が不十分である者について、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をするものとした上で、家庭裁判所は、①の規律又は②の規律により、本人が特定の法律行為をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判又は本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をするものとするとの考え方がある。

（注 2）①の保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができる特定の法律行為については、民法第 13 条第 1 項に規定する行為の全部又は一部に限るものとするとの考え方がある。

（注 3）①の規律に関して、本人が、保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることについて同意する意思を表示することができない場合は、保護者の同意を得なければならない旨の審判ではなく、本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をすることができるものとするとの考え方がある。

この考え方においては、第 1 の 1 (2) においてイの【甲案】をとる場合は、本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をするについて、同イの【甲案】①のただし書の「本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるとき」を要件とするものとする事となる。

【乙 2 案】

ア 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

① 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。

② ①の保護（以下「保護A」ということがある。）を開始する旨の審判は、③の保護者の同意を要する旨の審判又は④の保護者に代理権を付与する旨の審判とともにしなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとする。

④ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

イ 事理弁識能力を欠く常況にある者

① 事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。

② ①の保護（以下「保護B」ということがある。）を開始する旨の審判を受けた者がした民法第13条第1項に規定する行為は、取り消すことができるものとする。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、②に掲げる行為以外の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）について、本人がした行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるものとする。

④ ①の保護（保護B）を開始する旨の審判に係る保護者は、次に掲げる事務について本人を代理するものとする。

a 民法第13条第1項に規定する行為

b ③によって取り消すことができる旨の審判がされた法律行為

c 本人に対する意思表示の受領

d 保存行為

⑤ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、④に掲げる行為以外の行為について、保護者に代理権を付与す

る旨の審判をすることができるものとする。

ウ 審判相互の関係

① イ①の保護（保護Ｂ）を開始する旨の審判をする場合において、
本人がア①の保護（保護Ａ）を開始する旨の審判を受けている者で
あるときは、家庭裁判所は、その本人に係るア①の保護（保護Ａ）
を開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② ①は、ア①の保護（保護Ａ）を開始する旨の審判をする場合にお
いて、本人がイ①の保護（保護Ｂ）を開始する旨の審判を受けてい
る者であるときについて、準用するものとする。

（注１）ア①の保護（保護Ａ）による仕組みに関して、事理弁識能力を欠く常
況にある者が保護Ａを開始する旨の審判の申立て及びア④の保護者に
代理権を付与する旨の審判の申立てをすることができる（事理弁識能
力を欠く常況にある者は、イ①の保護（保護Ｂ）による仕組みのみでな
く、ア①の保護（保護Ａ）による仕組みのいずれも選択的に利用するこ
とができるが、ア①の保護（保護Ａ）による仕組みのうち、ア③の保護
者の同意を要する旨の審判をすることはできない）ものとするとの考
え方がある。

この考え方においては、第１の１（２）ウ【丙案】をとる場合に、事理
弁識能力を欠く常況にある者について保護Ａを開始する旨の審判及び
ア④の保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同
意を要件としないものとするることとなる。

（注２）ア③並びにイ②及びイ④の「民法第１３条第１項に規定する行為」に
ついて見直す必要があるとの考え方がある。

（注３）家庭裁判所は、請求権者の請求により、イ②の取消しの対象となる法
律行為の一部を取消しの対象から除外する旨の審判をすることができる
ものとするとの考え方がある。

（後注）【乙１案】及び【乙２案】のいずれにおいても、次の規律を設けるもの
とする。

① 保護者が本人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をし
ないときは、家庭裁判所は、本人の請求により、保護者の同意に代わ
る許可を与えることができる。

② 保護者の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこ
れに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

（２）法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等

第１の１（１）において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、
【乙１案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護

の仕組みを設けない場合)には次のイの【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとし、【乙２案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合)には次のウの【丙案】又は【丁案】のいずれかの案によるものとする。

ア 第１の１(１)において【甲案】をとる場合

現行法の規律(後見開始の審判、保佐開始の審判及び民法第１３条第１項に規定する行為以外の行為について保佐人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要せず、保佐人に代理権を付与する旨の審判、補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判及び補助人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要するとの規律)を維持するものとする。

イ 第１の１(１)において【乙１案】をとる場合

【甲案】

(第１の１(１)において【乙１案】をとることを前提に)

① 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判及び〕保護者の同意を要する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるときはこの限りでないものとする。

② 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判及び〕保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人に著しい不利益があるときはこの限りでないものとする。

【乙案】

(第１の１(１)において【乙１案】をとることを前提に)

本人が、〔保護を開始する旨の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をすることについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該各審判をすることができないものとする。

ウ 第１の１(１)において【乙２案】をとる場合

【丙案】

(第１の１(１)において【乙２案】をとることを前提に)

(ア) 事理弁識能力が不十分である者(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。)

本人以外の者の請求により、第１の１(１)【乙２案】ア①の保護(保

護A)を開始する旨の審判、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。〔ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の利益を著しく害する事由があるときはこの限りでないものとする。〕

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

事理弁識能力を欠く常況にある者について第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする。

【丁案】

(第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に)

(ア) 事理弁識能力が不十分である者(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。)

本人が、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護(保護A)を開始する旨の審判、保護者に代理権を付与する旨の審判及び保護者の同意を要する旨の審判をするについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該審判をすることができないものとする。

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意等を要件としないものとする。

(3) 申立権者(請求権者)

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

現行法の規律(本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保護者、保護者の監督人又は検察官を請求者とする規律)を維持するものとする。

(注) 現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

【乙案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

現行法の申立権者に加えて、任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者や利害関係人を申立権者として含めて申立権者を広げる方向で見直すことについて、
5 引き続き、検討するものとする。

(注1) 現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

(注2) 本文で例示した事項のほかにも本人が公正証書によって法定後見の申立権者と指定した者を申立権者とする規律を設けることについて、
10 引き続き、検討するものとする。

(部会資料17からの変更箇所等)

1 第1の1(1)【甲案】

第1の1(1)【甲案】の(注)に記載している所要の修正の一内容として、
15 取消権者に関する規律を見直すとの考え方を追記することが考えられるとの部会における意見を踏まえ、その旨の追記をした。

2 第1の1(1)【乙1案】

部会資料17では、第1の1(1)【乙1案】①のただし書きに、本人が保護者の同意を要する旨の審判をすることについて同意する意思表示することができない場合の規律を記載していたが、そのただし書きを削除し、
20 (注3)を設けて、そのただし書きの規律に関する考え方があることを記載した。

また、全体の記載ぶりの平仄を合わせる観点から、語順や記載ぶりを修正
25 した。

3 第1の1(1)【乙2案】

(1) 部会資料17では、第1の1(1)【乙2案】の(注4)に、保護Bを開始する旨の審判をする要件として、「必要があると認めるとき」を設ける
30 との考え方を記載していたが、その旨を【乙2案】のイ①の本文に記載し、(注4)を削除した。

(2) 部会における意見を踏まえ、本文と(注1)の構造は維持しつつ、事理弁識能力を欠く常況にある者が保護Aを開始する旨の審判の申立て及び保護者に代理権を付与する旨の審判の申立てをすることができることを
35 分かりやすくするために記載を(注1)に追記した。

(3) (注3)について記載を補充するとの意見も出されたが、現時点での議

論の状況を踏まえ、追記しなかった。

4 第1の1(2)イ

(1) 部会資料17では、第1の1(2)イ【甲案】①及び【乙案】に、特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判をするには本人の同意等を要件とする旨の規律を記載していた。しかし、特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判は、保護者の同意を要する旨の審判をすることについて同意をする意思を表示することができない場合にすることができるものとしている（第1の1(1)【乙1案】(注3)）ことから、本人の同意等を要する審判の対象から削除した。

(2) 第1の1(2)イ【甲案】①及び②のただし書きの亀甲括弧について、亀甲括弧を外すべきである旨の部会における意見を踏まえ、亀甲括弧を外した。もっとも、①と②のただし書きの具体的な場面については、引き続き、部会において整理をする必要があるように思われる。

(3) 部会における意見を踏まえ、第1の1(2)イ【甲案】②及び【乙案】に保護を開始する旨の審判を追記した。

5 第1の1(2)ウ

部会資料17では、第1の1(2)ウ【丁案】(イ)に、事理弁識能力を欠く常況にある者を対象として本人が異議があるときは、法定後見の審判をすることができない旨の規律を記載し、(注)において本人の同意等を要件としない考え方を提示していた。部会における意見を踏まえ、(注)の考え方によることとして、本文において本人の同意等を要件としない規律を提示する記載に修正した。

2 法定後見の規律に係る取消権者及び追認

第1の1(1)において、いずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】から【丙案】までのいずれかの案によるものとする。

【甲案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 取消権者

現行法の規律（法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者を取消権者とする規律）を維持するものとする。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【乙１案】

（第１の１(1)において【乙１案】又は【乙２案】のいずれかをとることを前提に）

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人、承継人若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

（注）取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律に代えて（又は加えて）、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設けるとの考え方がある。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【乙２案】

（第１の１(1)において【乙１案】又は【乙２案】のいずれかをとることを前提に）

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人（法定後見の保護者を除く。）、承継人、同意をすることができる者若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

（注）取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律に代えて（又は加えて）、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設けるとの考え方がある。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【丙案】

（第１の１(1)において【乙１案】又は【乙２案】のいずれかをとることを前提に）

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人（法定後見の保護者を除く。）若しくは承継人に限り、取り消すことができるものとする。〔事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合には〕本人が事理弁識能力を欠く常況にあると

きは、家庭裁判所は、保護者に取消権を付与する旨の審判をすることができ、当該審判を受けた保護者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

(2) 追認

5 取り消すことができる行為は、取消権者及び同意をすることができる者が追認したときは、以後、取り消すことができないものとする。

 (注) 追認に係る現行法の規律(取消権者を追認権者とする規律)を維持するものとするとの考え方がある。

 (後注) 【甲案】、【乙1案】、【乙2案】及び【丙案】のいずれの案をとる場合であっても、保護者の義務の規律に関して、保護者が取消権を行使する場合には
10 本人の意思を尊重する義務があることを明確にするとの考え方があることについては、保護者の職務及び義務の項を参照。

(部会資料17からの変更箇所等)

15 1 部会資料17からの変更箇所等
 部会資料17からの変更箇所はない。

2 【甲案】

 部会において、【甲案】の記載ぶりを更に整理することに関する意見が出
20 されたが、現行民法第120条の第1項の規定ぶりを踏まえ、記載を維持することとした。

3 【乙1案】

 部会において、【乙1案】(1)の本文及び(注)の記載について、本文の代理人と(注)の考え方を採用した場合の本人の有する取消権の行使について
25 代理権を付与する旨の審判を受けた保護者との関係について整理することに関する意見が出された。

 【乙1案】は、取消しの対象となる特定の法律行為について、法定後見制度の代理権を有している者は取消権者であり、同意権のみを有する保護者は当然には取消権者とはならず、本文の取消権を付与する旨の審判を受け
30 るか、(注)の本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けたときに取消権者となる規律を提示することを意図したものである。

 (注)の考え方をとった場合に、(注)の本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた者は、本人の代理人であるといえ、
35 本文の「代理人」に含まれ得ることから、両者を整理して記載することも考

えられる。

もつとも、前記の【乙１案】で提示することを意図している規律は、現在の記載によっても理解することができるようにも思われることを踏まえ、記載を修正することとしていない。

5

第２ 法定後見の終了

１ 法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の（個別の）審判の取消し

第１の１(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、
10 【乙１案】をとる場合には次の(2)によるものとし、【乙２案】をとる場合には次の(3)によるものとする。

(1) 第１の１(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律を維持するものとする。

(2) 第１の１(1)において【乙１案】をとる場合

15 ① 本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、〔保護開始の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

20 ② 家庭裁判所は、必要がなくなったと認める場合には、請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消すことができるものとする。

25 〔③ 保護者の同意を要する旨の審判及び特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護開始の審判を取り消さなければならないものとする。〕

30 (注１) 保護開始の審判をするものとする考え方をとる場合に、保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨（法定後見を終了する旨）の審判をしなければならないものとするとの考え方がある。

35 (注２) 本人以外の者の請求により、〔保護開始の審判を取り消す旨の審判又は〕保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判〔若しくは特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするとの考え方がある。

(3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① (第1の1(1)【乙2案】ア①の保護(保護A)を開始する旨の審判がされている場合に) 本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② (第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)を開始する旨の審判がされている場合に) 本人の事理弁識能力が回復して事理弁識能力を欠く常況である者であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護Bを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認める場合には、請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判並びに民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判を取り消すことができるものとする。

④ 保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

⑤ 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認める場合には、請求権者の請求により、保護Bを開始する旨の審判を取り消すことができるものとする。

(注1) 保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨(法定後見を終了する旨)の審判をしなければならないものとするとの考え方がある。

(注2) 本人以外の者の請求により、保護開始の審判を取り消す旨の審判又は保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするとの考え方がある。

(後注) 法定後見の終了の規律等の見直しに伴い、現行法の仕組みよりも法定後見の保護者がその地位を有しないこととなる場面が増えることに照らし、本人の取引の相手方の保護について必要な見直しをすることについて、引き続き、検討するものとする。

(部会資料17からの変更箇所等)

1 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合 ((2))

部会資料17において、【乙1案】①のただし書きに記載していた規律（本人が保護者の同意を要する旨の審判をすることについて同意する意思を表示することができない場合の規律）を削除し、（注3）としたことから、取消の対象となる審判のうち特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判を亀甲括弧に入れることとした。

そして、表現の統一を図る観点から、②の必要がなくなった場合の記載の表現ぶりを修正するとともに、亀甲括弧を外した。

また、第1の1(1)【乙1案】において、特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判に関する規律を本文に記載することとせず、（注3）に記載することとしたことに伴い、同審判に係る記載を亀甲括弧に入れる修正をした。

さらに、③の表現の形式修正をした。

2 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合（(3)）

【乙2案】は、事理弁識能力が不十分である者についての保護Aを基本とし、事理弁識能力を欠く常況にある者について特に保護する仕組みとして保護Bがあることから、記載の順序を保護A、保護Bの順とし、読みやすさの観点から項を分けて、①及び②に記載することとした。そのため、部会資料17の②以降の番号を繰り下げている。

なお、①と②の関係、特に②の取消しの審判をした際に、保護Aの開始の審判をするのかについては、現行法の後見の取消しにおいても同様の状況であるが、特段の規律がない（現行法の規律を前提にすれば、保佐や補助を開始する必要があるときは申立権者がその申立てをすることになると思われる。）ことを踏まえ、規律を追記することとしていない。また、保護Bの本人について、保護Aの開始の審判がされたときは、保護Bを取り消すものとするについては、第1の1(1)【乙2案】ウの相互の関係の規律によって対応することになると考えられる。

また、表現の統一を図る観点から、③（部会資料17では②）の必要がなくなった場合の記載の表現ぶりを修正するとともに、亀甲括弧を外した。さらに、表現の統一を図る観点から、④（部会資料17では③）の表現を形式的に修正した。

また、第1の1(1)【乙2案】において、必要があると認めるときを要件として本文に記載したことから、部会資料17では（注3）に記載していた規律を、本文として⑤に記載した。

2 法定後見に係る期間

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

5 現行法の規律を維持する(法定後見に係る期間は設けない)ものとする。

【乙1案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

① 家庭裁判所は、次の審判をする場合には次の期間を定めなければならないものとする。

10 a 保護者に代理権を付与する旨の審判 保護者が代理権を有する期間

b 保護者の同意を要する旨の審判 保護者の同意を要する期間

c 本人のする法律行為を取り消すことができる旨の審判 取り消すことができる法律行為の期間

15 d 保護者を選任する審判 その任期

② 保護者は、①aからdまでの期間が満了する前の一定期間の間に、当該期間の更新の要否について、家庭裁判所に報告をしなければならないものとする。

20 ③ 保護者及び①aからdまでの審判の請求権者は、①aからdまでの期間が満了する前の一定期間の間に、当該期間の更新を求める旨の申立てをすることができるものとする。

(注1) 期間を定めることを必要的とせず、家庭裁判所の裁量によって定めることができるものとするとの考え方がある。

25 (注2) 期間については、家庭裁判所の裁量に委ねる考え方、上限を法定した上でその範囲で家庭裁判所の裁量に委ねる考え方がある。

(注3) 期間満了する前の一定期間の間に、②の報告がないときは、家庭裁判所が職権で期間を伸長することができるものとするとの考え方がある。

30 (後注) この考え方は、②の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る(現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る)ものであることを前提としている。

【乙2案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

35 ① 保護者は、法定後見の開始から法定された期間(〔 〕年)経過後〔 〕月内に、家庭裁判所に対し、法定後見の要件の存在に関する報告をしなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、①の報告又は①の報告がなく職権で調査した結果に

より、法定後見の要件が存在していると認めることができない場合には、申立てにより又は職権で、保護を開始する審判を取り消す〔終了する〕旨の審判又は保護者に代理権を付与する旨の審判若しくは保護者の同意を要する旨の審判を取り消す旨の審判をするものとする。

（後注）この考え方は、①の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る（現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る）ものであることを前提としている。

（部会資料17からの変更箇所等）

1 【乙1案】

（1）家庭裁判所が期間を定める必要がある審判とその定めるべき期間について、部会資料17-1では【乙1案】①から④までに記載していた。部会における意見を踏まえ、この点についての記載は部会資料17-3の別案の記載ぶりを採ることとし、期間を定める必要がある審判とその定めるべき期間をaからdまでに号建ての方法で記載することとした。

（2）部会において、法定後見の開始の際には職権で保護者が選任されることを踏まえ、期間の更新を求める旨の申立てとすることができる請求権者について、「審判の請求権者」から「保護者を選任する審判」を除くことが考えられる旨の意見が出された。もっとも、保護者の選任については、職権のほかに保護者が欠けた場合や複数の保護者を選任する場合に請求

によることがあり得ることを踏まえ、提示する規律を維持している。

（3）部会において、（注3）の職権で期間を更新することができるとの規律について、期間の更新ではなく、保護者が報告するのに必要な当初の期間を伸ばすという趣旨であるとの意見が出されたことを踏まえ、「更新」を「伸長」に修正した。

2 【乙2案】

【乙2案】①の期間が法定された期間であることが分かりやすいように「法定された期間」を追記した。

第3 保護者に関する検討事項

1 保護者の選任

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

現行法の規律を基本的に維持するものとしつつ、保護者の選任における考慮要素のうち本人の意見を重視すべきであることを明確にするために、

例えば、「本人の意見」を考慮要素の冒頭に規定する考え方について、引き続き、検討するものとする。

(部会資料 1 7 からの変更箇所等)

5 部会資料 1 7 からの変更箇所はない。

2 保護者の解任（交代）等

第 1 の 1 (1) においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲 1 案】、【甲 2 案】、【乙 1 案】又は【乙 2 案】のいずれかの案によるものとする。

10 【甲 1 案】

(第 1 の 1 (1) においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 解任事由

15 現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

(注) 現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行法の規律（家庭裁判所で免ぜられた保護者であることを欠格事由とする規律）を維持するものとする。

20 【甲 2 案】

(第 1 の 1 (1) においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 解任事由

25 現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

(注) 現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

30 現行法の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」によって解任されたことは欠格事由としないものとする。

(注) 法定後見の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするとの考え方がある。

【乙 1 案】

35 (第 1 の 1 (1) においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 解任事由

① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由の規律を設けるものとする。

② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

5 (注1) 請求権者については、現行法と同様のものとする考え方と、狭くする考え方がある。

(注2) 現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

10 保護者が現行法の解任事由によって解任されたことを欠格事由とする規律は維持するものとし、新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

【乙2案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 解任事由

15 ① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由に関する規律を設けるものとする。

② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

20 (注1) 請求権者については、現行法と同様のものとする考え方と、狭くする考え方がある。

(注2) 現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

25 現行法の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」及び新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

(注) 法定後見の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするとの考え方がある。

30 (部会資料17からの変更箇所等)

部会資料17からの変更箇所等はない。

3 保護者の職務及び義務

(1) 本人の意思の尊重及び身上の配慮

35 第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

保護者は、その事務を行うに当たって、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないものとするとの現行法の規律について、次の点を引き続き、検討するものとする。

ア 保護者が本人の意思を尊重するに当たっては、〔本人の心身の状態を考慮した上で、〕本人に対し、その事務の処理の状況その他必要な情報を提供し、本人の意思を把握するように努めなければならないことを明確にすること。

イ 保護者がその事務を行うに当たって本人の意思を尊重しなければならないことに関して保護者が取消権を行使するには本人の意思を尊重しなければならないことを明確にすること。

(注)「意思」との用語について、これに代わるより適切な表現があれば、例えば、真意、意向、選好など、その用語の見直しを含めて検討すべきであるとの考え方がある。

(2) 財産の調査及び目録の作成等

ア 財産の調査及び目録の作成並びに財産の目録の作成前の権限

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(ア)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(イ)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(ウ)によるものとする。

(ア) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人については本人の財産を調査し、その目録を作成しなければならず、財産の目録の作成を終わるまでは急迫の必要がある行為のみをする権限を有する旨の規律）を維持するものとする。

(イ) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者について財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設ける（維持する）ものとする。

(ウ) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年後見制度における財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設けない（削除する）ものとする。

(注) 第1の1(1)において、【甲案】をとる場合の保佐若しくは補助、【乙2案】をとる場合の保護A又は【乙1案】をとる場合であっても、家庭裁判

所が必要があると認めるときは、保護者に財産の調査及び目録の作成を命ずることができ、当該保護者は財産の目録の作成を終わるまでは急迫の必要がある行為のみをする権限を有する旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

イ 成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定

成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定の規律については、前記アの財産の調査及び目録の作成、財産の目録の作成前の権限に関する規律と同様とするものとする。

ウ 財産の管理及び代表

第１の１(１)において、【甲案】をとる場合には次の(ア)によるものとし、【乙２案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）及び【乙１案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(イ)によるものとする。

(ア) 第１の１(１)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、本人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律）を維持するものとする。

(イ) 第１の１(１)において【乙１案】又は【乙２案】をとる場合

保護者は、本人の財産を管理し、かつ、財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律を設けない（削除する）ものとする。

(３) 成年後見人による郵便物等の管理

第１の１(１)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙２案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のイによるものとし、【乙１案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のウによるものとする。

ア 第１の１(１)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（家庭裁判所は、請求により、成年後見人に限って、その事務を行うに当たって必要があるときに６か月を超えない期間を定めて本人宛ての郵便物を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができる旨の規律）を維持するものとする。

イ 第１の１(１)において【乙２案】をとる場合

第１の１(１)【乙２案】ア①の保護（保護Ａ）の保護者について郵便

物等の管理の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)の保護者について郵便物等の管理の規律を設ける(維持する)ものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

郵便物等の管理の規律を設けない(削除する)ものとする。

(注) アからウまでのいずれにおいても、郵便物等の管理の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(4) 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等前記(1)から(3)まで以外の保護者の職務及び義務の規律(現行民法第4編第5章第3節(後見の事務)及び第4節(後見の終了)に相当する規律のうち報酬、監督及び本人死亡後の権限の規律を除いたもの)については、現行法の規律を維持するものとする。

(注1) 保護者が本人の財産状況を正確に把握することができるようにするために、保護者は、その事務を行うため必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、本人の財産の状況を調査することができる旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(注2) 家庭裁判所が保護者に対して本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することができる旨の規律について議論する必要があるとの考え方があるところ、保護者に本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することについては慎重に検討する必要があるとの考え方がある。

(部会資料17からの変更箇所等)

1 本人の意思の尊重及び身上の配慮(3(1))

部会における意見を踏まえ、「現行法の規律を維持するものとしつつ、次の点について」との記載ぶりを「現行法の規律について、次の点を」と修正した。

2 財産の調査及び目録の作成、財産の目録の作成前の権限(3(2)ア)

財産の調査及び目録の作成、財産の目録の作成前の権限(3(2)ア)の(注)について、部会において、第1の1(1)【乙2案】の保護Aをとる場合でも妥当する規律であるとの意見が出されたことを踏まえ、その旨を記載する

とともに、亀甲括弧を外す修正をした。

また、この考え方を敷衍すると、第1の1(1)【甲案】を採用した場合の保佐や補助にも当てはまるようにも思われるため、保佐や補助も含めて、提示する旨の記載とした。

5

- 3 成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定（3(2)イ）

前回の構成の変更に伴う形式的な修正をした。

10

- 4 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の検討等（3(4)の（注2））

部会における意見を踏まえ、（注2）の「（その検討の結果としてそのような規律を設けないものとする）」との記載を削除した。

15

- 4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

20

- (1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるとき等は、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、特定の財産の保存に必要な行為、弁済期が到来している債務の弁済をすることができ、また、家庭裁判所の許可を得て、死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をすることが

25

できる旨の規律）を維持するものとする。
（注）保佐人及び補助人に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

30

- (2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設ける（規律を維持する）ものとする。

35

（注）第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者に死体の火葬又は

埋葬に関する契約の締結の権限を有する（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律を設けるものとするとの考え方があ
る。

(3) 第 1 の 1 (1) において【乙 1 案】をとる場合

5 本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けない（規律を削除する）ものとする。

（注）保護者に本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する
（ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。）旨の規律
を設けるものとするとの考え方がある。

10 （後注）(1) から (3) までの（注）の考え方に関し、(1) の（注）の保佐人及び補助
人並びに (2) 及び (3) の各（注）の各保護者について、①相続財産に属する特
定の財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務の弁済（弁済期が到
来しているものに限り。）及び相続財産の保存に必要な行為のうち、これら
15 の者が本人の死亡前に有していた権限と関係性を有するものについて、家
庭裁判所の許可を得た上で、これらの者がその行為をすることができる旨
の規律を設けるものとするとの考え方について、引き続き、検討するものと
する。

（部会資料 1 7 からの変更箇所等）

20 部会資料 1 7 からの変更箇所はない。

5 保護者の報酬

第 1 の 1 (1) においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

25 現行法の規律（家庭裁判所は、保護者及び本人の資力その他の事情によっ
て、本人の財産の中から、相当な報酬を保護者に与えることができるとの規
律）を基本的に維持するものとしつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断する
に当たって保護者が行った事務の内容等を適切に評価することを明らかに
する観点から、保護者が行った事務の内容といった考慮要素を明確にする
30 考え方について、引き続き、検討するものとする。

（部会資料 1 7 からの変更箇所等）

部会資料 1 7 からの変更箇所はない。

35 6 保護者の事務の監督

第 1 の 1 (1) においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

のとする。

現行法の規律（家庭裁判所は、いつでも、保護者に対し保護の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は保護の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができ、また、利害関係人の請求により又は職権で、本人の財産の管理その他保護の事務について必要な処分を命ずることができる旨の規律）を維持するものとする。

（部会資料 17 からの変更箇所等）

部会資料 17 からの変更箇所はない。

第 4 法定後見制度に関するその他の検討事項

1 法定後見の本人の相手方の催告権

第 1 の 1 (1) においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

法定後見の本人の相手方の催告権に関しては、基本的に現行法の規律（用語を第 1 の 1 (1) において【乙 1 案】又は【乙 2 案】をとる場合に合わせると次のような規律）を維持するものとする。

- ① 本人の相手方は、本人が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。）となった後、その者に対し、1 か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。
- ② 本人の相手方が、本人が行為能力者とならない間に、その保護者に対し、その権限内の行為について①に規定する催告をした場合において、保護者が①の期間内に確答を発しないときも、その行為を追認したものとみなす。
- ③ 特別の方式を要する行為については、①及び②の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。
- ④ 本人の相手方は、本人（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合にはその仕組みの本人を除く。）に対しては、①の期間内にその保護者の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その本人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

（部会資料 17 からの変更箇所等）

部会資料 17 からの変更箇所はない。

2 本人の詐術

第 1 の 1 (1) においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

法定後見の本人の詐術の規律について、基本的には現行法の規律を維持するものとし、「詐術」の内容を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

(部会資料 17 からの変更箇所等)

部会資料 17 からの変更箇所はない。

3 意思表示の受領能力等

(1) 意思表示の受領能力

第 1 の 1 (1) において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙 2 案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のイによるものとし、【乙 1 案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のウによるものとする。

ア 第 1 の 1 (1) において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人に関する意思表示の受領能力の規律）を維持するものとする。

イ 第 1 の 1 (1) において【乙 2 案】をとる場合

第 1 の 1 (1) 【乙 2 案】ア①の保護（保護 A）の本人に関する意思表示の受領能力の規律を設けないものとし、第 1 の 1 (1) 【乙 2 案】イ①の保護（保護 B）の本人に関する意思表示の受領能力の規律（現行法の規律）を設ける（維持する）ものとする。

ウ 第 1 の 1 (1) において【乙 1 案】をとる場合

法定後見の本人に関する意思表示の受領能力の規律を設けない（削除する）ものとする。

(2) 意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組み

第 1 の 1 (1) においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

現行法の規律を維持する（意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組みを設けない）ものとする。

【乙案】

家庭裁判所は、事理弁識能力を欠く常況にある者については、利害関係人の請求により、本人に代わって意思表示を受ける者を選任することができるものとする。

- 5 (注) 法定後見の利用が終了した後であることを要件とする考え方、法定後見を利用している間に代理権を付与された保護者がした法律行為に係る意思表示をする必要があることを要件とする考え方がある。

(部会資料 17 からの変更箇所等)

- 10 部会における意見を踏まえ、(1)イの「本人について成年被後見人に関する意思表示の受領能力の規律」との記載を「本人に関する意思表示の受領能力の規律」との記載に表現を修正した。

- また、表現の統一を図る観点から、(1)ウの「法定後見制度の本人について意思表示の受領能力の規律」との記載を「法定後見の本人に関する意思表示の受領能力の規律」との記載に表現を修正した。
- 15

4 成年被後見人と時効の完成猶予

- 第 1 の 1 (1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙 2 案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合)には次の(2)によるものとし、【乙 1 案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合)には次の(3)によるものとする。
- 20

(1) 第 1 の 1 (1)において【甲案】をとる場合

- 現行法の規律(成年被後見人と時効の完成猶予の規律)を維持するものとする。
- 25

(2) 第 1 の 1 (1)において【乙 2 案】をとる場合

- 第 1 の 1 (1)【乙 2 案】ア①の保護(保護 A)の本人について成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けないものとし、第 1 の 1 (1)【乙 2 案】イ①の保護(保護 B)の本人について成年被後見人と時効の完成猶予の規律(現行法の規律)を設ける(維持する)ものとする。
- 30

(3) 第 1 の 1 (1)において【乙 1 案】をとる場合

成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けない(削除する)ものとする。

35 (部会資料 17 からの変更箇所等)

部会資料 17 からの変更箇所はない。

5 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由等

(1) 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由

【甲案】

5 第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律（委任の
終了事由の規律）を維持するものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁
識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）に
は第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人について現行法
10 の規律を設けず、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人
について現行法の規律（委任の終了事由の規律）を設ける（維持する）
ものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者につ
いての保護の仕組みを設けない場合）には委任の終了事由の規律を
設けない（削除する）ものとする。

【乙案】

15 第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、委任の終了
事由の規律を設けない（削除する）ものとする。

(2) 代理人が法定後見制度を利用したことと代理権の消滅事由

【甲案】

20 第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律（代理権
の消滅事由の規律）を維持するものとし、【乙2案】をとる場合（事理
弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）
には第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人について現行
法の規律を設けず、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人
25 については現行法の規律（代理権の消滅事由の規律）を設ける（維持
する）ものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にあ
る者についての保護の仕組みを設けない場合）には代理権の消滅事由
の規律を設けない（削除する）ものとする。

【乙案】

30 第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、代理権の消
滅事由の規律を設けない（削除する）ものとする。

(部会資料17からの変更箇所等)

部会資料17からの変更箇所はない。

35 6 成年被後見人の遺言

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、

【乙２案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙１案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

5 (1) 第１の１(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする。

(2) 第１の１(1)において【乙２案】をとる場合

第１の１(1)【乙２案】ア①の保護（保護Ａ）の本人について現行法の規律を設けないものとし、第１の１(1)【乙２案】イ①の保護（保護Ｂ）の本人については現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする。

10 (3) 第１の１(1)において【乙１案】をとる場合

成年被後見人の遺言の規律を設けない（削除する）ものとする。

15 (部会資料１７からの変更箇所等)

部会資料１７からの変更箇所はない。

7 法定後見の本人の民事訴訟における訴訟能力等

第１の１(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、
20 【乙２案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙１案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第１の１(1)において【甲案】をとる場合

25 現行法の規律（成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない旨並びに被保佐人及び訴訟行為をすることについて補助人の同意を要する被補助人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人又は補助人の同意を要しないとする旨等の規律）を維持するものとする。

30 (2) 第１の１(1)において【乙２案】をとる場合

① 第１の１(1)【乙２案】イ①の保護（保護Ｂ）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、保護者によらなければ、訴訟行為をすることができない旨の規律を設ける（維持する）ものとする。

35 ② 第１の１(1)【乙２案】ア①の保護（保護Ａ）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、本人（訴訟行為をすることにつきその保護者の同意を得ることを要するものに限る。）が相手方の提起した訴え又

は上訴について訴訟行為をするには、保護者の同意を要しないとする旨等の規律を設ける（維持する）ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

① 成年被後見人の訴訟能力の規律（本人について、保護者によらなければ、訴訟行為をすることができない旨の規律）を設けない（削除する）ものとする。

② 本人（訴訟行為をすることにつきその保護者の同意を得ることを要するものに限る。）が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保護者の同意を要しないとする旨等の規律を設ける（維持する）ものとする。

（注）成年被後見人の訴訟能力の規律を設けない（削除する）とした上で、意思能力を欠く者は訴訟行為をすることができない旨を明確にすることについて、引き続き、検討するものとするとの考え方がある。

（部会資料17からの変更箇所等）

部会資料17からの変更箇所はない。

8 法定後見の本人の人事訴訟における訴訟能力等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（法定後見の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律並びに人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる旨の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① 法定後見の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律を設ける（現行法の規律を維持する）ものとする。

② 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けた者（本人）であるときは、その保護者は、本人のために訴え、又は訴えられることがで

きる旨の規律を設ける（現行法の規律を維持する）ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

① 法定後見の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律を設ける（現行法の規律を維持する）ものとする。

② 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が法定後見の本人のうち事理弁識能力を欠く常況にある者であるときに関して、当該者のために訴え、又は訴えられることができるようにするため、成年被後見人に関する人事訴訟における訴訟能力等の規律を修正するものとすることを含め、引き続き、検討するものとする。

(部会資料17からの変更箇所等)

部会資料17からの変更箇所はない。

9 手続法上の特別代理人

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、成年被後見人に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、本人に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律を設ける（維持する）ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、事理を弁識する能力を欠く常況にある者に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあること

を疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律を設けるものとする。

（部会資料 17 からの変更箇所等）

5 部会資料 17 からの変更箇所はない。

第 5 任意後見制度における監督に関する検討事項

1 任意後見人の事務の監督の在り方

【甲案】

10 現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】

任意後見監督人による監督を必須のものとせず、家庭裁判所の判断により、家庭裁判所が直接任意後見人の事務の監督をすることを認めるものとする。

15 （注）本人の任意後見人の事務の監督に対する意向を尊重することができるような制度の在り方に関して、そのような制度の内容、制度を実現する必要な環境整備の内容なども含めて検討すべきであるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

20 （部会資料 17 からの変更箇所等）

（注）の亀甲括弧を外した。

2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討

（1）任意後見人の事務の監督を開始する要件

25 現行法の規律（任意後見契約が登記されている場合において、本人の事理弁識能力が不十分な状況にあることを任意後見人の事務の監督を開始する裁判の要件とする規律及び本人以外の者の請求により監督を開始するための裁判をするには、あらかじめ本人の同意がなければならない（本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない）とする規律）を維持するものとする。

（2）適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策

ア 申立権者（請求権者）

現行法の申立権者（請求権者）に加えて、申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。

35 （注 1）法定後見の保護者を申立権者とするとの考え方がある。

（注 2）任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者に関

して、現行法の申立権者に加えて、本人が公正証書において申立権者を指定することができ、その指定された者を申立権者とするとの考え方がある。

(注3) 現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

イ 申立義務

一部の申立権者にその申立てを義務付ける規律を設けるか否かについて、引き続き、検討するものとする。

(注) 任意後見受任者は、本人の事理弁識能力が不十分な状況にある場合には、任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立てをしなければならないものとする旨の規律(任意後見受任者に申立てを義務付ける規律)を設けるとの考え方がある。

(部会資料17からの変更箇所等)

部会において、公正証書において申立権者を指定することができるとの考え方と「四親等内の親族」の範囲を狭くするとの考え方とをセットでパブリックコメントで意見を聞くのが適切であるとの意見が出されたことを踏まえ、これらの記載を並べる観点から、(注1)と(注2)の順序を入れ替えた。

第6 任意後見制度と法定後見制度との関係

1 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等

【甲案】

現行法の規律(任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない規律)を維持するものとする。

【乙案】

任意後見人と成年後見人等とが併存することを認める(任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない現行法の規律を削除する)ものとする。

(注)【乙案】を前提として、任意後見人と成年後見人等との権限が重複する場合に、例えば、相当と認めるとき等を要件として、家庭裁判所は、任意後見人の権限を停止することができる旨の規律を設けることについて、引き続き、検討するものとする。

(部会資料17からの変更箇所等)

(注)について、部会において、任務に適しない事由があるという要件ではなく、相当と認めるときとの要件を提案すべきであるとの意見が出された。要

件についても、権限の停止をする場面と解任の場面との違いなどを踏まえて、引き続き検討することとなることから、「例えば、相当と認めるとき等を要件として」との記載に修正をした。

2 任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件等

1で【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、1で【乙案】をとる場合には次の(2)によるものとする。

(1) 1で【甲案】をとる場合

現行法の規律を維持するものとする。

(2) 1で【乙案】をとる場合

任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件については現行法の規律を維持するものとし、法定後見制度の利用を開始している場合に任意後見人の事務の監督を開始する要件については規律を設けない（現行法の規律を削除する）ものとする。

(注) 既に任意後見契約が存在する場合だけではなく、本人が任意後見契約を締結することができる場合には法定後見制度による代理権の付与の審判をすることができないものとするとの考え方がある。

(部会資料17からの変更箇所等)

部会資料17からの変更箇所はない。

第7 任意後見制度に関するその他の検討

1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者

(1) 任意後見契約の方式

現行法の規律（任意後見契約の方式を公正証書による要式行為とする旨の規律）を維持するものとする。

(2) 任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）

(注1) 任意後見契約で合意した委託に係る事務の一部について委託の合意を解除する旨の契約の一部の解除を認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

(注2) 任意後見契約で合意した委託に係る事務に他の事務の委託をする（追加する）旨の契約の変更を認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

(3) 任意後見契約の一部の発効

(注) 任意後見契約の一部（一部の事務の代理権の付与）を（段階的に）発効させることを認めるものとする考え方について、引き続き、検討するものとする。

5 (4) 予備的な任意後見受任者（任意後見契約の登記に関する規律等）

【甲案】

任意後見人の事務の監督が開始したこと（現行法では任意後見監督人が選任されたこと）のみを任意後見契約の発効の停止条件とする現行法の規律を維持するものとする。

10 【乙案】

予備的な任意後見受任者の定めをする任意後見契約の締結を可能とする（それによって予備的な任意後見受任者の登記を可能とする）規律を設けるものとする。

15 (部会資料 1 7 からの変更箇所等)

部会資料 1 7 からの変更箇所はない。

2 その他

20 (注 1) 本人の意思の尊重等に関する規律については、法定後見の規律と同様の見直しをするものとする。

(注 2) 任意後見契約の解除の要件に関して、〔契約締結から一定期間を経過した後は〕任意後見契約の発効後であっても家庭裁判所の許可なく解除をすることができるとするとの考え方がある。

25 (注 3) 法定後見制度について、法定後見に係る期間に関する規律を設ける場合には、任意後見契約の有効期間の規律を設けるとの考え方がある。

(注 4) 任意後見契約を親権者等の法定代理人が締結することができるか否かに関する規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

30 (注 5) 任意後見契約において、本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意に関する事務を任意後見受任者（任意後見人）に委託することができるとの考え方がある。

(部会資料 1 7 からの変更箇所等)

部会資料 1 7 からの変更箇所はない。

35 第 8 その他

1 成年後見制度に関する家事審判の手続についての検討等

成年後見制度の見直しに伴い、法定後見制度及び任意後見制度に関する家事審判の手續について、例えば、法定後見制度に関する以下の点を含む所要の整備を行うものとする。

(1) 法定後見制度における精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙1案】をとる場合には次のイの【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとし、【乙2案】をとる場合には次のウによるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（後見開始の審判をする場合には、本人の精神の状況について、原則として鑑定を必要とする規律等）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

【甲案】

① 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき鑑定をしなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

a 保護者の同意を要する旨の審判（本人以外の請求により、当該審判をする場合において、本人が審判をすることについての同意の意思を表示することができないときに限る。）

〔b 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判〕

〔c 保護開始の審判〕

② 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、c 及び d 〔から f まで〕の審判にあつては、必要がなくなつたと認めることを理由としてこれらの審判をするときは、この限りでないものとする。

a 保護者の同意を要する旨の審判（本人の請求により審判をする場合又は本人が審判をすることについて同意をしている場合に限る。）

b 保護者に代理権を付与する旨の審判

c 保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判

d 保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判

〔e 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕

〔f 保護開始の審判の取消し〔終了する旨〕の審判〕

【乙案】

家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなけれ

ば、次の審判をすることができないものとする。ただし、e 及び f [から h まで] の審判にあつては、必要がなくなつたと認めることを理由としてこれらの審判をするときは、この限りでないものとする。

a 保護者の同意を要する旨の審判

b 保護者に代理権を付与する旨の審判

〔c 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判〕

〔d 保護開始の審判〕

e 保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判

f 保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判

〔g 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕

〔h 保護開始の審判の取消し〔終了する旨〕の審判〕

ウ 第 1 の 1 (1) において【乙 2 案】をとる場合

① 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき鑑定しなければ、第 1 の 1 (1) 【乙 2 案】イ①の保護（保護 B）を開始する旨の審判をすることができないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

② 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、b 及び c の審判にあつては、必要がなくなつたと認めることを理由としてこの審判をするときは、この限りでないものとする。

a 第 1 の 1 (1) 【乙 2 案】ア①の保護（保護 A）を開始する旨の審判

b 第 1 の 1 (1) 【乙 2 案】ア①の保護（保護 A）を開始する旨の審判の取消し〔保護 A を終了する旨〕の審判

c 第 1 の 1 (1) 【乙 2 案】イ①の保護（保護 B）を開始する旨の審判の取消し〔保護 B を終了する旨〕の審判

(2) 法定後見制度に関する事実の調査及び証拠調べ

(注) 第 1 の 1 (1) においていずれの案をとる場合であっても、家庭裁判所は、市区町村等に対し、〔本人の保護の状況その他の必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

(3) 法定後見制度に関する保全処分

(注) 第 1 の 1 (1) に【乙 1 案】又は【乙 2 案】をとる場合に、法定後見の開始の審判事件（【乙 1 案】にあつては保護者の同意を要する旨の審判事件又は保護者に代理権を付与する旨の審判事件）を本案とする財産の管理者の選

任及び事件の関係者に対する指示の保全処分について、その要件を緩和するとの考え方や選任された財産の管理者が民法第103条に規定する権限（保存行為等）を超える行為を必要とするときに家庭裁判所の許可を得てその行為をすることができるとの規律を見直すとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

（部会資料17からの変更箇所等）

1 柱書及び全体

任意後見制度における家事審判の手続についても必要な見直しをすることが分かるように、柱書の「成年後見制度に関する家事審判の手続」との記載を「法定後見制度及び任意後見制度に関する家事審判の手続」との記載に修正した上で、例示的に取り上げている事項が法定後見制度に関するものであることを記載する修正をした。

また、表現の統一を図る観点から表現ぶりの修正をした。

2 法定後見制度における精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取（1(1)）の項目の「第1の1(1)において【乙1案】をとる場合」（イ）

第1の1(1)において【乙1案】をとる場合に関して、保護者の同意を要する旨の審判については、同審判をすることに本人が同意をしたときに限られるとの規律を修正したことに伴う修正をした。

また、特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるとの考え方が注記となったことに伴い、同審判に関する規律の提案部分を亀甲括弧に入れる修正をした。

3 法定後見制度における精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取（1(1)）の項目の「第1の1(1)において【乙2案】をとる場合」（ウ）

保護Aに関しては、現在の本文の提案では、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をする際には（原則として）本人の同意を要することを踏まえると、現行法の補助の制度と同様に、保護Aを開始する旨の審判がされる際に精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取をすることと整理することが考えられ、部会において、この整理を支持する意見が出された。

以上を踏まえ、保護Aに関しては、保護Aを開始する旨の審判をする際に医師の意見を聴かなければならない規律とする案に修正した。

その修正に伴い、保護Aに関する保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判についての規律の提案部分（部会資料1

7の第8の1(1)ウ①b、②a及び②b)を削除した。

2 身体障害により意思疎通が著しく困難である者

5 身体障害により意思疎通が著しく困難である者の成年後見制度の利用に
関して、規律を設けることとするか否かについては、引き続き、検討するものとする。

(部会資料17からの変更箇所等)

部会資料17からの変更箇所はない。

10

3 その他

(注)成年後見制度の見直しに伴い、成年後見登記の制度について、所要の整備を行うものとする。

15 (部会資料17からの変更箇所等)

部会資料17からの変更箇所はない。